

# 消費者金融やクレジットからキャッシングができなくなる？

～総量規制の導入により、あなたの生活にも影響があるかもしれません！～

- ◆ 平成18年12月に成立した改正「貸金業法」は、6月18日に最終施行しました。「貸金業法」の最終施行により、次のような影響が考えられています。

## ケース① 返済金を他社借入れしている場合 ⇒ 追加の借入れが受けられない？

年収の  
1/3  
200万円

借  
入  
額  
250  
万  
円

総量規制は、新たなキャッシングの申し込みだけに適用されるものではありません。これまで、消費者金融やクレジットでキャッシングを利用していた方も、現在の借入額がすでに年収の1/3を超えている場合には、追加の借入れができなくなるのです。

すでに年収の1/3を超えてキャッシングを利用している方の中には、月々の返済金を他社からの借入れで用立てている方も少なくありません。このような方の場合、総量規制の影響により他社からの借入れができなくなれば、返済ができない状態に陥ることが予想されます。

年収の1/3を超えるキャッシングができたとしたら、その業者は違法業者（ヤミ金）の可能性が高いです。違法業者（ヤミ金）には、絶対に手を出さないでください！

## ケース② 専業主夫・主婦の場合 ⇒ 借入れ可能額は夫婦合算で判断！

夫の  
年収の  
1/3  
200万円

夫※  
婦  
合  
算

夫の  
借入額  
150  
万円

妻の  
借入額  
100  
万円

夫婦の一方に収入のない専業主夫・主婦の場合、夫婦の借入額の合算額が、収入のある配偶者の年収の1/3を超えているかを基準とし、新たなキャッシングや追加の借入れが可能かどうかを判断します。

配偶者の一方に収入がない場合、ご自分の借入額だけでなく、配偶者がどれだけ借りているのかについても十分注意しておかなければなりません。

なお、夫婦合算されるのは、収入のある配偶者の書面による同意がある場合だけです。図で、夫が夫婦合算に同意しない場合、夫はあと50万円借りることができますが、妻には収入がないので総量規制に違反し、新たな借り入れはできません。

※合算することにつき、夫の同意が必要です。

## ケース③ 配偶者に内緒で借入れしている場合 ⇒ 内緒での借入れはできなくなります！

専業主夫・主婦の方で、配偶者に内緒でキャッシングを利用している方は、特に注意が必要です。

ケース②のように配偶者の書面による同意が必要であるほか、昨日の施行日から少なくとも3カ月以内（9月17日まで）に、原則として配偶者の年収を証する資料の提出が求められます。

この結果、配偶者に内緒での借入れはできなくなるからです。

配偶者に内緒で借入れをしている専業主夫・主婦の方は、これを機に、ご家族に借金の相談をしてください！